

平成 29 年 11 月 2 日

投資主各位

森トラスト・ホテルリート投資法人  
執行役員 遠藤 信幸

「第 2 回投資主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 10 月 25 日付で投資主の皆様にご送付いたしました「第 2 回投資主総会招集ご通知」のうち、一部の内容に誤りがございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正します。

敬具

記

【訂正箇所及び内容】（訂正箇所は、二重下線にて表示しています）

「第 2 回投資主総会招集ご通知」16 ページ

投資主総会参考書類

第 1 号議案 規約一部変更の件

2. 変更の内容

第 38 条第 1 項（4）譲渡報酬 変更案

（訂正前）

（4）譲渡報酬

不動産等、不動産関連資産又は海外不動産法人が保有するこれらと同様の性質を有する資産を譲渡した場合、その譲渡価格（売買等の場合は売買契約等に定める代金額、海外不動産保有法人が保有する不動産等又は不動産関連資産と同様の性質を有する資産を譲渡した場合は海外不動産保有法人譲渡代金（以下で定義される。）を意味する。但し、譲渡報酬その他の譲渡に要する費用並びに消費税及び地方消費税を除く。）の1.0%を上限として本投資法人と資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満切捨て）。但し、「海外不動産保有法人譲渡代金」とは海外不動産保有法人が保有する不動産等又は不動産関連資産と同様の性質を有する資産を譲渡した場合の海外不動産保有法人の譲渡価格を当該譲渡日時点での外国為替レートにより邦貨に換算し、当該譲渡日時点での本投資法人の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額をいう。

（訂正後）

（4）譲渡報酬

不動産等、不動産関連資産又は海外不動産保有法人が保有するこれらと同様の性質を有する資産を譲渡した場合、その譲渡価格（売買等の場合は売買契約等に定める代金額、海外不動産保有法人が保有する不動産等又は不動産関連資産と同様の性質を有する資産を譲渡した場合は海外不動産保有法人譲渡代金（以下で定義される。）を意味する。但し、譲渡報酬その他の譲渡に要する費用並びに消費税及び地方消費税を除く。）の1.0%を上限として本投資法人と資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得

られる金額(1円未満切捨て)。但し、「海外不動産保有法人譲渡代金」とは海外不動産保有法人が保有する不動産等又は不動産関連資産と同様の性質を有する資産を譲渡した場合の海外不動産保有法人の譲渡価格を当該譲渡日時点での外国為替レートにより邦貨に換算し、当該譲渡日時点での本投資法人の当該海外不動産保有法人に対する出資持分割合を乗じて算出される金額をいう。

以 上